

○九州工業大学共同研究取扱要項

昭和62年 2月20日
学 長 裁 定

改正 平成 8年 5月 1日
平成 9年 6月 5日
平成10年 4月 1日
平成10年 8月18日
平成14年 6月 5日
平成16年 3月17日
平成16年 5月21日
平成18年 3月22日
平成18年 5月10日
平成18年 9月 6日
平成19年 3月14日
平成21年 4月 3日
平成22年 2月10日
平成23年12月 7日
平成25年12月 4日
平成29年11月28日
令和 元年 6月26日
令和 2年 9月25日

九州工業大学共同研究取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、九州工業大学共同研究取扱規則（平成14年九工大規則第20号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、共同研究の申請手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(安全保障輸出管理制度)

第2条 学長は、共同研究の受入れに際しては、規則第4条の2の規定に基づき、九州工業大学安全保障輸出管理規程（平成18年九工大規程第5号。以下「安全輸出管理規程」という。）の定めにより、適正に処理するものとする。

2 学長は、前項に定める処理を行うため、研究代表者に安全保障輸出管理チェックシート（以下「チェックシート」という。）を提出させるものとする。

3 学長は、前項により提出されたチェックシートに基づき、必要があると認めるときは、研究代表者に九州工業大学安全保障輸出管理実施手順（平成18年3月1日学長裁定）第4条から第6条に定める手続きを命じたうえで、共同研究の受入れの可否を決定するものとする。

(共同研究契約書)

第3条 規則第7条の契約は、契約書により行う。

2 契約書の書式及び内容は、本学と民間機関等が協議のうえ、定めるものとする。

(研究料等の納入)

第4条 規則第8条の研究料、第9条第2項の直接経費及び、第9条第3項の間接経費、第9条第5項の研究成果譲渡対価は、本学が指定する日までに納入させるものとする。

(民間機関等への出張)

第5条 規則第12条第3項の規定により、研究代表者又は研究分担者に研究を行わせる場合は、研究用務のための正規の出張として手続を取るものとする。

(共同研究実施報告)

第6条 規則第14条の報告は共同研究完了の日から60日以内に行うものとする。ただし、国等の予算

において、別に定めがある場合はこの限りではない。

(研究成果譲渡対価)

第7条 規則第9条第5項の研究成果譲渡対価は、研究代表者及び研究分担者1人1日就労分の基準単価を10万円とし、これに研究全工程に要する延べ日数を乗じた値を基準総額とする。

2 前項の対価は、契約締結において、民間機関等の要求、研究の背景、提供する研究の質等を考慮し、前項の基準総額と異なる額を設定することができるものとする。ただし、設定する場合は、基準総額の半額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、民間機関等により高額な設備の提供、貴重な技術情報の提供等の理由により、前2項で定める研究成果譲渡対価相当以上の利益を本学が享受すると認められる場合又は特別に理由がある場合は、学長は研究成果譲渡対価を減じ、又は無料にする等の特別の措置を講ずることができるものとする。

4 研究成果譲渡対価の学内における配分は、共同研究を実施する研究担当者が所属する研究室に70パーセント、大学に30パーセントとする。

(事業化成功報酬)

第8条 規則第9条第5項により本学が譲渡する発明等の実施による事業化成功報酬の料率は、民間機関等が得る当該発明等の実施に係る経常利益の1パーセントを下限とし、非常に高い付加価値及び波及効果を持つ場合は、民間機関等と協議し、これに加算することができるものとする。

2 前項の料率については、その後の民間機関等の技術開発努力や本学が提供した当初発明等の陳腐化等を勘案し、見直しについて協議することができるものとする。

3 事業化成功報酬が発生する基準については、譲渡契約締結時に、あらかじめ民間機関等と協議し、合意するものとする。

4 事業化成功報酬の学内における配分は、九州工業大学職務発明取扱規程（平成16年九工大規程第35号）第12条の特許補償の規定を準用する。

附 則

1 この要項は、昭和62年2月20日から実施する。

2 九州工業大学共同研究取扱規則実施細則（昭和59年九工大細則第1号）は、廃止する。

附 則（平成8年5月1日）

この要項は、平成8年5月1日から実施する。

附 則（平成9年6月5日）

この要項は、平成9年6月5日から実施し、改正後の九州工業大学共同研究取扱要項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日）

この要項は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成10年8月18日）

この要項は、平成10年8月18日から実施する。

附 則（平成14年6月5日）

この要項は、平成14年6月5日から実施する。

附 則（平成16年4月1日）

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成16年5月21日）

この要項は、平成16年5月21日から実施する。

附 則（平成18年3月22日）

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年12月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和 元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2年10月1日から施行する。